

学習資料41 じんけん ～子どもたちの未来のために～ の活用について

2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。第1条には「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」と、この法律の目的が記されています。そして、第5条には「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と示されています。

これを受け、2018年4月に大分市は「**部落差別の解消の推進に関する基本方針**」を、大分市教育委員会は「**部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針**」を策定しました。

「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」とは・・・

1 学校教育において

(3) 部落差別の解消に関する認識の深化

- ② 子どもが部落差別に対する思考力、判断力を身に付けるとともに、差別を温存・助長する考え方や意識に気付くことができる教育実践を推進

2 社会教育において

(2) 部落差別の解消に向けた学びの充実

- ① 部落差別についての認識を深めるための学びの場の拡充

※一部抜粋

子どもたちは学校で部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学んでいきます。**その学びの支えとなるのが大人の認識ではないでしょうか。**わたしたち大人が人権について正しく知り、自分の問題としてとらえ、家庭でも話題にしていくことが「子どもたちの明るい未来」へのスタートではないでしょうか。



「未来へ。」 大分市人権フォトコンテストの作品